

福岡県障がい福祉分野就職支援金 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて（令和3年5月7日付厚生労働省発社援0507第3号）」、「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（令和3年5月7日付社援発0507第1号）」及び「福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（令和3年6月29日施行）」の規定に基づき、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障がい福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（以下「障がい福祉分野就職支援金」という。）を貸し付ける事業（以下「本事業」という。）を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、知事の指導及び助言に基づき、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付対象者)

第3条 貸付対象者は、次の各号の基準の全てを満たす者（離職した介護人材の再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付けを受けたことがある者を除く。）とする。

- 一 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者又は実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示538号）第1条第3項に規定する居宅介護職員初任者研修、同条第4項に規定する障害者居宅介護従事者基礎研修、同条第5項に規定する重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障がい支援いざれかの課程と応用を受講すること。）、同条第6項に規定する同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）及び同条第7項に規定する行動援護従業者養成研修のいざれかを修了した者
- 二 障がい福祉サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス、相談支援及び市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援、障害児相談支援及び障害児入所支援並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者生活訓練事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業をいう。）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター、福祉ホーム及び基幹相談支援センター又は身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設及び医療保健施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下「障がい福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者
- 三 障がい福祉分野就職支援金利用計画書（様式第1号。以下「貸付申請書兼計画書」という。）を県社協に提出した者

(申請期限、貸付額及び貸付回数)

第4条 申請期限、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 一 申請期限は、障がい福祉職員として就労した日から原則3ヶ月以内とする。
- 二 貸付額は、200,000円と貸付対象者が県社協に提出した貸付申請書兼利用計画書（様式第1号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 三 貸付回数は、1人当たり1回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第5条 本事業による貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

- 2 利子は、無利子とする。

(保証人)

第6条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1人立てなければならぬ。

- 2 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者若しくは法人登記簿に記載された法人でなければならない。また、連帯保証人は、本事業による貸付けに係る債務を弁済する能力を有する者でなければならない。
- 4 本事業による貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、連帯保証人となる法定代理人が前項の規定に該当しない者であるときは、さらにもう1人連帯保証人を立てなければならない。
- 5 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 県社協会長は、貸付契約の相手方が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 県社協会長は、貸付契約の相手方が障がい福祉分野就職支援金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 県社協会長は、貸付契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、第1項第1号の要件については、本事業による貸付けを受けた者が、地域の福祉・介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、県社協は本事業による貸付けを受けた者がこれら要件を満たすことができるように、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めることとする。

また、適切な返還債務の免除を行うため、県社協は貸付けを受けた者に対して、県社協会長が別に定める時期に現況届の提出を求め、就労状況等について定期的に把握するよう努めるものとする。

- 一 第3条第2号の障がい福祉職員として就労した日から、県内において、2年（以下、この号において「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、障がい福祉職員の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、福岡県の区域外において障がい福祉職員の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

また、障がい福祉職員の業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により障がい福祉職員の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、障がい福祉職員の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- 二 障がい福祉職員として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障がい福祉職員として継続して従事することができなくなったとき。

- 2 前項及び第12条の規定により障がい福祉職員に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、障がい福祉職員として従事することとなった日の属する月及び障がい福祉職員として従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。ただし、当該期間中に休職又は停職により障がい福祉職員として従事しない期間があるときは、これらの期間の開始の日の属する月からこれらの期間の終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

（返還）

第9条 本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、2年以内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
 - 二 県内において障がい福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
 - 三 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する返還期間により難い場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

（一時償還）

第10条 県社協会長は、本事業の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは障がい福祉分野就職支援金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかつたとき。

(返還の債務の履行猶予)

- 第11条** 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- 一 県内において障がい福祉職員の業務に従事しているとき。
 - 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還債務の裁量免除)

- 第12条** 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。
- 一 死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - 二 長期間所在不明となっている場合等貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
 - 三 県内において180日以上、障がい福祉分野の業務に従事したとき
返還の債務の額の全部又は一部

(延滞利子)

- 第13条** 県社協会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由なく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計経理)

- 第14条** 県社協は、本事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。また、県社協は本事業（「介護福祉士修学資金等貸付について」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）施行前において、「介護福祉士等修学資金の貸付について」（平成5年5月31日厚生省発第164号厚生労働事務次官通知）又は「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成28年3月2日厚生労働省発社援0302第1

0号厚生労働事務次官通知)に基づき実施した事業を含む。以下次項及び第3項において同じ。)に関する特別会計を設けなければならないものとする。ただし、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分すること。

- 2 県社協は、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、本事業に関する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 県社協は、本事業を廃止した場合、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された本事業による貸付額に相当する金額を県に返還するものとする。

(貸付の申請手続)

第15条 障がい福祉分野就職支援金の貸付けを申請しようとする者は、貸付申請書兼計画書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。

一 以下のイからハまでに掲げる全ての書類

- イ 住民票
ロ 研修修了証の写し

ただし、就職と同時に研修を受講するため貸付申請時に研修修了証の写しを提出できない者については、研修修了日から起算して7日以内に研修修了証の写しを提出することを条件に、貸付申請時において、受講中であることを証明する書類を代わりに提出し貸付申請を行うことができるものとする。

ハ 就職証明書

二 次に掲げる区分に応じた書類

- イ 連帯保証人が個人である場合については、連帯保証人の印鑑登録証明書
ロ 連帯保証人が法人である場合については、連帯保証人に係る以下の(1)から(4)に掲げる全ての書類
- (1) 連帯保証人となる法人の履歴事項全部証明書
 - (2) 連帯保証人となる法人の印鑑登録証明書
 - (3) 以下の(イ)又は(ロ)のいずれかの書類
 - (イ) 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定機関で議決した際の議事録
 - (ロ) 貸付を申請しようとする者の連帯保証人となることについて、法人の役員全員が署名及び押印を行った同意書
 - (4) 以下の(イ)から(ハ)のいずれかの書類
 - (イ) 会社法第435条に定める計算書類
 - (ロ) 金融商品取引法第79条の70に定める財務諸表等
 - (ハ) (イ)又は(ロ)のいずれの書類も提出できない場合、連帯保証人となる法人の保証能力が確認できる書類

(選考)

第16条 県社協会長は、障がい福祉分野就職支援金の貸付決定を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

(貸付決定通知書の交付)

第17条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（様式第3号）により申請者、連帯保証人に対し通知するものとする。

2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、前条に準じて、貸付不承認通知書（様式第4号）により申請者、連帯保証人に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第18条 県社協会長は、貸付を決定した申請者と貸借契約書（様式第5号）により貸付契約を締結するものとする。

(受領書)

第19条 申請者は、貸付金の交付を受けたとき、受領書（様式第6号）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還方法等)

第20条 貸付金の返還は、1回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(返還の手続き)

第21条 第9条各号に規定する理由が生じたことにより貸付金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第11条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあっては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第12条の規定による返還債務の免除を申請した者にあっては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して15日以内に返還明細書（様式第7号）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、貸付納入通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の返還明細書に記載した貸付金の返還方法及び返還額を変更するときは、返還方法変更届（様式第9号）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第22条 第11条の規定による貸付金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（様式第10号）に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、貸付金の返還債務の履行猶予を決定したときは、返還猶予決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第1項の申請書を審査し、貸付金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、返還猶予不承認通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（返還債務の当然免除の届出手続）

第23条 障がい福祉分野就職支援金の貸付を受けた者は、第8条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して15日以内に返還免除申請書（様式第13号）に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、貸付金の返還債務を免除するときは、返還免除決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第1項の届出書を受理し、貸付金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、返還免除不承認通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（返還債務の裁量免除の申請手続）

第24条 第12条の規定による貸付金の返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（様式第13号）に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、貸付金の返還債務の免除を決定したときは、返還免除決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第1項の申請書を受理し、貸付金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、返還免除不承認通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（届出）

第25条 障がい福祉分野就職支援金の貸付を受けた者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して15日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。様式第16号
 - 二 障がい福祉分野就職支援金の貸付けを辞退するとき。様式第22号
 - 三 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。様式第16-1号
 - 四 保証人の法人住所又は法人名に変更があったとき。様式第16-2号
 - 五 障がい福祉職員の業務等に従事中、休職、復職、停職となったとき。様式第17号
 - 六 障がい福祉職員の業務従事先を変更したとき。様式第18号
 - 七 県内において障がい福祉職員の業務に従事しなくなったとき。様式第19号
- 2 保証人は、保証に係る障がい福祉分野就職支援金の貸付を受けた者が死亡したときは、その日から起算して15日以内に死亡届（様式第20号）を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 障がい福祉分野就職支援金の貸付を受けた者は、貸付金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年4月1日現在の現況届（様式第21号）をその年の4月15日までに県

社協会長に提出しなければならない。

(補足)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月29日から施行する。